

令和7年度 保育所・認定こども園等および放課後児童クラブの入所(園)・入会申込

申し込みは、“マイナポータル内の電子申請サービス”から受け付けを行います。

※申込方法等詳細は、広報まいばら10月号、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

※年度途中から入所(園)・入会希望の場合も、右記期間にお申し込みください。

※就労証明書等必要書類は、受付期間に間に合うようお早めにご準備ください。(証明日が9月1日以降のもの)

※今回の申請から就労証明書の様式を変更しますので、お間違えのないようご注意ください。

資料等配布開始 **10月1日(火)**

保育幼稚園課、子育て支援課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、市内各園で配布

受付期間 **10月17日(木)～31日(木)**

※**市内保育所・児童クラブ等の申込期間**です。
市外保育所等は、事前にお問合せください。

保育所・認定こども園等の入所(園)手続き

☎市 保育幼稚園課 ☎53-5133 ☎53-5128

- ・令和7年度中に育児休業からの復帰を考えている人もしくは令和8年4月に育児休業から復帰する人で、前月の3月にならし保育を希望する人は、この期間内にお申し込みください。
- ・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入園調整終了後に調整を行います。



放課後児童クラブの入会手続き

☎市 子育て支援課 ☎53-5131 ☎53-5128

▼申込対象は下記のとおりです。

- ・冬休み(令和6年12月、令和7年1月)
- ・春休み(令和7年3月、4月)
- ・令和7年度年間利用(令和7年4月から令和8年3月)

- ・受付期間内に就労証明書等が提出できない人は、期間内申込者の入会調整終了後に調整を行います。
- ・受付期間後の随時申し込みの受付は、令和7年4月(5月利用開始分)以降となります。(小学3年生以下のみ対象)
- ・夏休みの入会申し込みは、令和7年5月上旬(1日から15日)を予定しています。

高齢者への読書のお手伝い「まいばら本と人をつなぎ隊」 図書館ボランティアを募集しています!

☎市 近江図書館 ☎52-5246 ☎52-8177

図書館では、ボランティアグループと協働で高齢者施設への読書支援を行っています。

図書館への来館が困難な方々に、本との出会いを提供したいと考えていたところ、ボランティアグループ「まいばら 本と人をつなぎ隊」から高齢者施設への配本や読み聞かせのご提案をいただき、令和5年度には10施設に配本等をしていただきました。

趣味の本や、昔懐かしい本をきっかけに施設利用者との会話が広がり、滑舌トレーニングや地域の紙芝居の読み聞かせなども喜んでいただいています。

令和6年度には高齢者施設数の増加が見込まれることから、図書館の本を定期的に施設に届けていただけるボランティアや、施設で読み聞かせを行っていただけるボランティアを募集しています。

本が好きな方や高齢者への読書支援に関心のある方は、ぜひお気軽にお問合せください。



施設で本を楽しむ利用者さん



＼私たちと一緒に活動しましょう！



活動中のボランティアさん

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

交通事故などで医療機関を受診した場合は届け出が必要です

岡市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けた怪我などの治療費は、加害者が負担することが原則ですが、届け出により保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度で一時的に治療費を立て替え、後日加害者に請求するため、警察だけでなく、市民保険課にも速やかに届け出をしてください。

また、**医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。**

第三者行為となる例

- 交通事故(単独事故の場合も届け出が必要)
- 暴力行為による怪我
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあった など



届け出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書(または念書)
- 誓約書(加害者側が記入したもの)
- 交通事故証明書※
(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合のみ。物損事故扱いの場合は、別に「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。
- 福祉医療費助成対象者等届出書
(福祉医療費助成を受けている人のみ)

必要書類が全て揃わない場合でも、まずは届け出をしてください



・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険や後期高齢者医療制度で立て替えることができなくなります。容易に示談をせず、市民保険課までご相談ください。

・第三者行為による治療を保険診療により受けた人が同時に福祉医療費受給券等を使用された場合は、加入している健康保険に関わらず、同様の書類を市民保険課に提出する必要がありますので、福祉医療担当まで使用された旨を申し出てください。

・以下の場合は国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険診療を受けられません。

- ①勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象)
- ②犯罪行為や故意の事故
- ③飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

あなたの大切な個人情報の不正防止のため

本人通知制度への事前登録をお願いします 岡市 市民保険課 ☎53-5113 ㊟53-5118

本人通知制度 とは？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に対して、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。証明書の交付に制限をかけるものではありません。

2つの効果が期待できます！

①不正請求および不正取得の防止 ②不正請求の抑止

証明書の不正請求の早期発見や、個人情報の不正利用防止、事実関係の早期究明が期待できます。

本人通知制度の周知により、不正が発覚する可能性が高まるため、委任状偽造等の不正請求を躊躇させる効果が期待できます。

登録ができる人

市に住民登録をしている人、本籍がある人(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状および代理人の本人確認書類が必要です。

受付場所

市民保険課、山東支所、
各市民自治センター、
各行政サービスセンター



普通貨物自動車(除雪車)1台を売却します


 〇市 契約管財課 ☎53-5166 FAX 53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品番号	物品名	車名	初度登録年月
1	普通貨物自動車(除雪車)	日野レンジャー(除雪車仕様)	平成11年11月

見積書受付期間

9月24日(火)～26日(木) 8時30分～17時

見積書提出方法

契約管財課へ、持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は9月25日(水)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和6年9月実施)をご確認ください。要項は、契約管財課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



漏水通報にご協力ください

 〇市 上下水道課 ☎53-5173 FAX 53-5179
 長浜水道企業団 ☎62-4101 FAX 63-6819

道路上で水が吹き出していたり、雨が降っていないのにいつも水溜まりができていたような場合、それは、地下に埋設されている水道管からの水漏れかもしれません。米原市では、普段から漏水調査等を実施していますが、漏水の発見のためには皆さまのご協力が必要です。漏水かな?と思ったら、米原市上下水道課までご連絡をお願いします。

※近江地域での漏水は長浜水道企業団にご連絡をお願いします。



水道管からの水漏れの様子

 9月10日は“下水道の日”
 早期の水洗化にご協力ください

〇市 上下水道課 ☎53-5174 FAX 53-5179

市では、衛生的で快適な生活環境づくりのため下水道を整備しています。下水道への接続は、水環境を守り、次の世代へ伝えていくことにもつながりますので、早期の水洗化にご協力ください。

市の水洗化率
95.4%
 (令和6年3月末現在)

水洗化工事は指定工事店へ

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や材質などに基準が定められています。工事をする時は、必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する「米原市下水道排水設備指定工事店」に依頼してください。



下水道はルールを守って正しく使いましょう

大量の油や紙おむつなどを流すと、下水道管のつまりや、ポンプが故障する原因になります。下水道に異物を流さないようご協力をお願いします。

- トイレではティッシュペーパーは使用しない。紙おむつや生理用品などは流さない。
- お風呂場や洗面所では、排水口に溜まる毛髪などは取り除く。
- 台所では、分離ます※に溜まった野菜くずや油を定期的に取り除く。鍋や食器についた油汚れは、拭き取ってから洗う。
 ※各家庭の台所排水の下流にある直径30センチメートルほどのもの。